

令和4年6月17日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	松尾陽輔	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育	松	尾	文雄
総	務	山	崎	正和
企	画	庭	木	淳
営	業	古	賀	龍一郎
営	業	黒	尾	聖洋
福	祉	松	尾	徹
福	祉	後	藤	英明
こ	ども	秋	月	義則
こ	ども	諸	岡	智恵
ま	ち	野	口	和信
環	境	山	口	智幸
総	務	江	上	新一
企	画	弦	卷	一寿
財	政	藤	井	喜友
会	計	谷	口	勝
選	挙	山	田	英昭
監	査	青	木	博彦
農	業	田	栗	和彦

議 事 日 程 第 6 号

6月17日（金）9時59分開議

日程第1	第39号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第2	第40号議案	武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第3	第41号議案	新武雄工業団地造成（1工区）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第4	第42号議案	新武雄工業団地造成（2工区）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第5	第43号議案	新武雄工業団地造成（3工区）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第6	第44号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第45号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第8	第46号議案	令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第9	第47号議案	財産の取得について（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第10	第48号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第11	報告第1号	令和3年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第12	報告第2号	令和3年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第13	報告第3号	令和3年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第14	報告第4号	令和3年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第15	報告第5号	令和3年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第16	報告第6号	令和3年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（質疑）
日程第17	報告第7号	令和3年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（質疑）
日程第18	報告第8号	令和3年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第19	報告第9号	令和3年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第20	報告第10号	専決処分報告について（質疑）

開 議 9時59分

○議長（吉川里己君）

おはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第47号議案及び第48号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第39号議案

日程第1. 第39号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第39号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 第40号議案

日程第2. 第40号議案 武雄市自転車駐車場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第40号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第3～第5 第41号議案～第43号議案

日程第3. 第41号議案 新武雄工業団地造成（1工区）工事請負契約の一部変更についてから日程第5. 第43号議案 新武雄工業団地造成（3工区）工事請負契約の一部変更についてまで以上3議案を一括議題といたします。

第41号議案から第43号議案までの以上3議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

以上の3議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第44号議案

日程第6. 第44号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

第 44 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 45 号議案

日程第 7. 第 45 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始いたします。

11 番松尾陽輔議員

○11 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

歳出の 2 款、総務費の 1 項の総務管理費、7 目の災害対策費の中の委託料 2,080 万 1,000 円、内水デジタルハザードマップ整備業務委託料の件で、ちょっと確認のお尋ねをさせていただきます。

洪水ハザードマップはあるかと思えます。ありますね。そういった中で、基礎データがあった中で、今回、内水デジタルハザードマップの委託料が 2,080 万円というのは、ちょっと高額じゃないかと。

たけぼうが、アプリが約 700 万円ちょっとで、今回は 2,080 万円の計上をされていますもんですから、積算の根拠と、今回の洪水ハザードマップがある中での内水デジタルハザードマップの必要性について、2 点お尋ねをさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

諸岡総務部理事

○諸岡総務部理事〔登壇〕

おはようございます。議員から御質問ありました内水デジタルハザードマップ整備事業に関する件でございますが、こちらに関しましては、武雄市全域を網羅した内水デジタルハザードマップのウェブ版を作成する費用となっております。

議員のほうから申されました洪水ハザードマップとの違いでございますが、河川に排水できなかった雨水の氾濫を想定しての作成といったことになります。

また、この洪水ハザードマップを、より浸水深の設定を細かく作成することで、情報の精度が向上されるということにつながろうかと考えております。

この目的としましては、このハザードマップを活用して、水害対策、避難ルートの確保等々について、また今後の備え方に役立ててもらおうといった目的で作成をすることとしております。

○議長（吉川里己君）

ほかにごございませんか。

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

4 款 1 項 2 目の 12 節。衛生費、予防費、委託料のところ、新型コロナワクチン接種予約センターですね。今、基本的に 3 回目接種以降は大規模接種会場とかそういうところではなくて、個別のかかりつけ医とか予約をしたりして、私は予約をして接種をいたしました。

そこで、接種予約センターの業務と、これが今後必要があるのか。それと、こういったところに委託をされているのかと。

あと一点、7 款 1 項 2 目 18 節の商工費の中のオフィス整備促進事業費補助金、これについて、どういう事業者がこれを活用できるのか、そこをお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

松尾福祉部長

○松尾福祉部長〔登壇〕

おはようございます。先ほど御質問ありました委託料、個別接種委託料になります。これにつきましては、接種予約センターに予約、あるいは相談等の業務を委託をいたしております。

確かに、かかりつけの医療機関に、今、中心としてやってもらっていますけれども、土曜日の集団接種、あるいはかかりつけの医療機関もこの予約センターで予約ができるというような体制を取っております。

委託先につきましては、J T B のほうになります。

以上です。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

おはようございます。オフィス整備促進事業費補助金でございますが、民間事業者が実施するオフィススペースの整備計画に対しまして、整備に必要な調査設計や工事費等を支援するものでございまして、どういう事業者かといいますと、これにつきましては、事務系のオフィスが市内に進出するときの受皿ということで考えております。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

もう一回、確認をさせていただきます。

予約の事業、ウイルスの、コロナワクチンの J T B、旅行代理店とか、そういうことをやっている J T B でいいのか。

それと、もう一つ、オフィス事業ですね。これから新規参入される事業者とか、そういう

ところですね。オフィス事業をやられるところ。ちょっと私のイメージとしては、旅館業者とか、そういうところが改築して、ワーケーションとか、そういうのに活用していくための改装に充てられるのかなというイメージだったんですけど、全く新規で、貸しスペースとか、一般の賃貸業者も活用できるのか確認させてください。

○議長（吉川里己君）

松尾福祉部長

○松尾福祉部長〔登壇〕

JTBにつきましては、旅行会社です。コロナ禍の中で、旅行等のお客のニーズが少なくなったというような点もありまして、新たにこういった業務を拡充をされて、今実施をお願いしているところであります。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

御質問ですけれども、賃貸とかの事業者ではなく、主たる事業をする事業者に対して、新規でされる方に対してのものでございます。

また、先ほど言われました旅館等の改装につきましては、別途の補助金がございますので、そちらを活用していただきたいと思っております。

○議長（吉川里己君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第8 第46号議案

日程第8. 第46号議案 令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第46号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第47号議案

日程第9. 第47号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。野口まちづくり部長

○野口まちづくり部長〔登壇〕

第 47 号議案 財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）、1 ページを御覧ください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当するため、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産につきましては、排水ポンプ 2 台です。油圧式ポンプで排水能力は 1 台当たり毎秒 0.25 トンで、2 台の合計で毎秒 0.5 トンとなります。

指名競争入札とし、指名願いを提出している事業者のうち、消防ポンプを販売可能な県内の事業者 10 社を指名し、6 月 1 日に入札を行い、西部消防株式会社が消費税を含め 6,941 万円で落札され、6 月 7 日付で仮契約を締結したものであります。

納入期限は令和 5 年 3 月 23 日までとなっております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 47 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 48 号議案

日程第 10. 第 48 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

おはようございます。第 48 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対応として国から追加交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、緊急的に生活者や事業者へ必要な支援を行うためのものです。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,515 万 3,000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 255 億 8,353 万 9,000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

3 款. 民生費では、物価高騰などにより運営費が増大している福祉施設や医療機関を支援する補助金や 18 歳以下の子供を 3 人以上養育する世帯に対し、生活費の負担増を軽減するための補助金などを計上しております。

6 款. 農林業費では、肥料や農薬、燃料費や飼料などの価格高騰により、経費が増大して

いる水稻農家や畜産農家に対し、経営の安定を図るための補助金を計上しております。

予算説明書の（５）ページを御覧ください。

10 款．教育費では、学校給食における食材費の高騰に対し、安定した給食の維持と保護者の負担軽減を図るための補助金を計上しております。

予算説明書の（３）ページを御覧ください。

歳入につきましては、今回の補正予算の財源として、15 款．国庫支出金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、16 款．県支出金に保育所等給食費支援事業に対する県補助金を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 48 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11 報告第 1 号

日程第 11. 報告第 1 号 令和 3 年度武雄市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 1 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 12 報告第 2 号

日程第 12. 報告第 2 号 令和 3 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 2 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 13 報告第 3 号

日程第 13. 報告第 3 号 令和 3 年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 3 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 14 報告第 4 号

日程第 14. 報告第 4 号 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 15 報告第 5 号

日程第 15. 報告第 5 号 令和 3 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 6 号

日程第 16. 報告第 6 号 令和 3 年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 6 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 17 報告第 7 号

日程第 17. 報告第 7 号 令和 3 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 18 報告第 8 号

日程第 18. 報告第 8 号 令和 3 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 19 報告第 9 号

日程第 19. 報告第 9 号 令和 3 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 20 報告第 10 号

日程第 20. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

10 番古川議員

○10 番（古川盛義君）〔登壇〕

ここに事故の報告が書いてあるのですが、毎回毎回こういうのが出るわけですが、下に損害賠償の額とか何とかが書いてあるのですが、どういう事故なのか、詳細に説明をいただきたい。

そして、これ以前も私、質問したのですが、とにかく職員の事故が非常に多いと。その辺の対策等はどのようにされておるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

野口まちづくり部長

○野口まちづくり部長〔登壇〕

この事故の概要につきましては、令和 4 年 3 月 29 日に、武雄市山内町在住の方が三間坂地区の国道 35 号から市道野中前田線を経由し、市道八反田 2 号線に左折した際に、側溝蓋を支える端部のコンクリートの経年劣化が原因で、蓋部が落ち込んで、車の左側前輪が一部側溝内に入り込んだことにより、車の左側バンパーが道路と接触しまして損傷したものです。このことにより、けが人等はありません。

市としましても、こういう道路の維持的なもの、維持管理的なもので、いろいろ事故等もあっております。

建設課の中でも、道路パトロール班、建設課の職員もおります。できるだけ定期的にパトロールを進めまして、今後も安全管理には十分注意し、適正に処理をするということもありますし、再発防止には十分今後も努めていきたいと考えております。

○議長（吉川里己君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 21 選挙第 7 号

日程第 21. 選挙第 7 号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、武雄市選挙管理委員会委員 4 名及び同補充員 4 名の選挙を行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定をいたしました。

次に、お諮りをいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（「資料が入っとらん」と呼ぶ者あり）

今から読み上げますので。（「読み上げだけ」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、指名の方法については議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

最初に武雄市選挙管理委員会委員の指名を行います。住所、氏名の順に申し上げます。

武雄市北方町、末次隆裕氏、武雄市橘町、諸岡隆裕氏、武雄市武雄町、山崎みち子氏、武雄市武雄町、平山由美子氏、以上 4 名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 4 名の方を武雄市選挙管理委員会委員の選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 4 名の方が武雄市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、武雄市選挙管理委員会委員補充員の指名をいたします。

この補充員については、地方自治法第 182 条第 3 項の規定に基づき、順位が必要ですので、順位を付して指名いたします。

第 1 順位、武雄市武雄町、筒井孝一氏、第 2 順位、武雄市武雄町、蒲地則幸氏、第 3 順位、武雄市橘町、古川正幸氏、第 4 順位、武雄市武雄町、本村博史氏、以上の 4 名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま順位を付して指名いたしました 4 名の方を武雄市選挙管理委

員会委員補充員の選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時24分

